

まつやま創業者クラブ 規約

【目的】

- ◇会員と支援機関をつなぎ、課題共有やその解決のヒントを得る機会の創出、新しいコラボレーションのきっかけとなる交流の場づくりなどを通じて会員への支援を行います。

【ご入会対象者】（業種は問いません）

- ◇3年以内に創業予定の方
※再入会される場合は、創業済み（開業届提出）であること
- ◇創業後、概ね3年以内の中小企業経営者・個人事業主
※別事業で創業3年超の実績がある方は原則対象外となります。

【ご入会要件】

- ◇ご入会に際しては、当クラブ事務局スタッフとの面談もしくは無料相談窓口の1回以上のご利用が必須となります。ご入会の申請をされる方は、同時に面談（相談）予約もお申し込みください。

【会則】

- ◇会員継続期間は3年後の入会月の末日（例：2024年7月8日入会の場合は、2027年の7月30日）までとし、期日が到来した会員は卒業（退会）となります。その後の継続希望のお申し出があった場合は、面談の上、継続を検討させていただきます。ご希望に沿えない場合もございます。
- ◇上記3年間の会員継続の条件として、状況確認のため年一回以上の面談・来所・電話・オンライン・出張での個別相談や、スタッフ訪問をさせていただきます。
- ◇会員は、クラブ活動（イベント・セミナー・交流会等）内においては、活動の主旨に沿った学び・交流・情報交換などを行うものとし、個別の勧誘・商品販売・契約等の行為は禁止とさせていただきます。ただし、当クラブ活動外でのつながりについては各会員の責任において行うこととし、当クラブは関与せずまた責任も負いません。
- ◇上記会則に反する行為が認められた際は、退会していただく場合がございます。
- ◇ご登録いただいた個人情報は、守秘義務のもと当クラブの運営以外では使用いたしません。また、支援機関との情報共有はご承諾いただいた方のみといたします。
- ◇当クラブ事務局は松山しごと創造センターです。

2023.5.1 施行

2024.7.1 改定